

絆 求め て

3月10日発行

文責 私学振興専門員 久保田学



こども大綱

令和5年4月1日に「こども基本法」が施行され、同年12月12日に「こども大綱」が制定されたことはご存じのことと思います。この「こども基本法」も「こども大綱」もその根底には日本国憲法や児童の権利に関する条約があります。では、具体的に「こども基本法」や「こども大綱」ではどのようなことが述べられているのでしょうか。今回は「こども大綱」に焦点を当て、その内容についてまとめてみたいと思います。

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」について

…「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活することができる社会と、こども大綱には記載されています。またその具体として以下の9つの内容が示されています。（ラインボックス内）

- ① 心身ともに健やかに成長できる
- ② 個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく一人一人が思う幸福な生活ができる
- ③ 様々な遊びや学び、体験等を通じ、生き抜く力を得ることができる
- ④ 夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じ、のびのびとチャレンジでき、将来を切り開くことができる
- ⑤ 固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- ⑥ 自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- ⑦ 不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- ⑧ 虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心してくらすことができる
- ⑨ 働くこと、また、誰かと家族になること、親になること、夢や希望をもつことができる

上記9つの中で、③「様々な遊びや学び、体験等を通じ、生き抜く力を得ることができる」に関わり、遊びや体験活動について、更に以下のような内容が記されています。（以下『』内）『遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点である。例えば、こどもが遊びに没頭し、身体の諸感覚を使い、自らの遊びを充実、発展させていくことは、言語や数量等の感覚などの認知的スキルや、創造力や好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力などの社会情動的スキルの双方を育むことに加え、多様な動きを身に付け、健康を維持することにつながり、ひいては、生涯にわたる幸せにつながる。』更に『こども・若者の全てのライフステージにおいて、年齢や発達の程度に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、青少年教育施設の充実を含め、地域資源も生かした遊びや体験の機会や場を意図的・計画的に創出する。』

今回紹介した「こども大綱」の内容を読まれて、どんなことを感じたでしょうか。私は今回この通信を書くに当たり、初めてこども大綱の全文を読みました。そしてこども大綱には、今の保育に求められている内容がしっかりとふれられていると思いました。

日頃保育を行う上で、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針は非常に重要なものです。それは単に法的な面だけではなく、保育を進める上で保育者として心に置いて考える必要のある内容が書かれているからです。

さて、先生方は今回紹介した「こども大綱」を受け、私たち保育者が日々の保育の中で大切にしなければならないことはどんなことと思いますか。私は「子どもの権利を大切にする保育」を展開することだと思うのです。子どもの声を聴いているようで、説教になっていないか？子どもの思いを代弁しているようで、押し付けになってはいないか？日々の自分の保育を振り返った時、そう感じることはないでしょうか。子どもの権利条約第12条には、「子どもが自分の声を自由に表現する権利」「子どもが自分の声を丁寧に聴き取られる権利」「子どもが自分の声を正当に評価される権利」が示されています。令和6年度も残すところ1か月となりました。4月には新たな年度が始まります。この機会を大切に、こども大綱をはじめ、子ども達に関わる法令等を、今一度読んでみてはどうでしょうか。（専門員）

<紹介します。園の工夫>

令和6年度、私学振興専門員として、52園を訪問させていただき、子ども達や先生方の保育の様子や、園の環境から様々なことを学ばせていただきました。どの園でも子ども達が目を輝かせて遊びに没頭する姿が見られました。この子ども達の姿は、日々保育に携わる先生方の支援の積み重によりつくり出されているのだと強く感じました。また、訪問させていただいた全ての園に、様々な工夫が見られました。本来ならば、先生方が様々な園を訪問し、見て、ふれて、感じてみるのが一番だと思います。しかし、日々の保育で園を開けるのは難しいことと思います。そこで、私が訪問した園の取り組みについていくつか紹介したいと思います。（本来ならば、訪問した全ての園の特色を紹介したいのですが…）



子どもの表現力を高める工夫

…作品が完成すると子ども達は保育者に絵を見せに行く。保育者は子どもと絵について話をし、鉛筆で子どもから聞き取った言葉をそのまま絵に書き記す。子どもが絵を通して表現したいことを十分に受け止めることで、子どもの表現の楽しさがより深まるようにと考え実施しているとのことである。

自分の気持ちを言葉で表現し、相手に伝える力をつけると共に、保育者に自分の思いを伝えることの楽しさを味わうことのできる活動であると感じました。



ヒヤリハットマップの制作

…園内の危険箇所について、「幼稚園ヒヤリハットマップ」を作成していた。マップには過去に起きた事故（けが）が記載されている。マップは、職員室内に掲示し常に保育者が意識できるようにになっていた。

過去に園のどの場所でどのような事故が起きたかを可視化することで、日頃の保育者の安全への意識が高まりますね。また、園内研修としても有効ですね。